

# 屋外広告物のルール、

## 知っていますか？

帰り道、ふと見上げた空の下。  
いつもの看板にも、まちを守るルールがあります。



- 「三重県屋外広告物条例」により屋外広告物の表示ルールが決まっています。
- 屋外広告物の無許可設置は条例違反となり、罰則の対象になることがあります。
- 広告主にも管理責任があります。  
事故が起きた場合、責任を問われる可能性があります。

詳しくは「三重県 屋外広告物」で検索！▶



## 屋外広告物を設置するまでの流れ

### ◆1. 事前相談

- 設置を検討している場所の建設事務所や市町役場に、まずはご相談ください。
- 地域によっては、禁止地域や特別な基準がある場合があります。

### ◆2. 許可申請

- 屋外広告物の設置には、原則として許可が必要です。
- 申請には、様式の記入、手数料の納付などが必要です。

### ◆3. 許可取得後に施工

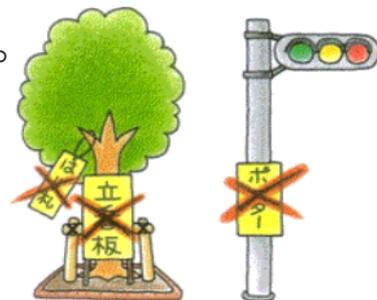
- 許可を受けた後、三重県に登録された屋外広告業者に依頼して施工してください。
- 無登録業者による施工は条例違反となる場合があります。

## 設置後の管理・点検

- すべての屋外広告物に点検義務があります（貼り紙など簡易なものを除く）。
- 面積1㎡以上かつ高さ4m超えの広告物は、有資格者による点検が必要です。
- 点検記録は保存してください。
- 許可期間が満了する前に、更新申請を行い、点検記録を報告してください。

## 禁止地域・禁止物件

- 以下の地域では、原則として屋外広告物を設置できません。
  - 第一種・第二種低層住居専用地域
  - 高速道路・自動車専用道路とその両側500m以内
  - 都市公園や、指定された道路や鉄道の沿線 など
- 以下の物件には広告物を設置できません。
  - 信号機、ガードレール、街路樹、道路標識、カーブミラーなど



屋外広告物に関する担当窓口 ※屋外広告物の設置前には必ず担当窓口にご相談ください。

地域等	担当窓口	電話番号	地域等	担当窓口	電話番号
いなべ市・桑名郡・員弁郡	三重県 桑名建設事務所	0594-24-3662	多気郡 ※大台町を除く	三重県松阪建設事務所	0598-50-0586
桑名市	桑名市 都市創造部都市計画課	0594-24-1223	多気郡大台町	大台町 建設上下水道課	0598-82-3788
四日市市・三重郡	三重県 四日市建設事務所	059-352-0667	伊勢市・度会郡 ※大紀町を除く	三重県 伊勢建設事務所	0596-27-5202
鈴鹿市	鈴鹿市 都市整備部都市計画課	059-382-9063	度会郡大紀町	大紀町 建設課	0598-86-2247
亀山市	三重県 鈴鹿建設事務所	059-382-8683	鳥羽市・志摩市	三重県 志摩建設事務所	0599-43-9627
津市	津市 都市計画部都市政策課	059-229-3290	名張市・伊賀市	三重県 伊賀建設事務所	0595-24-8297
松阪市	松阪市 建設部都市計画課	0598-53-4199	尾鷲市・北牟婁郡	三重県 尾鷲建設事務所	0597-23-3527
			熊野市・南牟婁郡	三重県 熊野建設事務所	0597-89-6141

### 【発行】

三重県 県土整備部 都市政策課 景観・屋外広告班  
☎ 059-224-2748    ✉ keimachi@pref.mie.lg.jp